

国保年金

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料は
社会保険料控除の対象になります

年金機構ホームページをご覧になるか、貝塚年金事務所に問い合わせてください

また、過去の未納期間の保険料や国民年金で免除・猶予された期間の保険料を納付した場合、家族の保険料を納付した場合も控除の対象です。

問合先 日本国年金機構 貝塚年金事務所 (☎ 431-1122)



▲日本年金機構
ホームページ

【国民年金保険料】

申告時に「領収証書」や国から送付されている「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を提出することになります。（控除証明書については、令和7年広報11月号または日本

令和7年中（令和7年1月1日～12月31日）に支払った国民健康保険などの保険料は、令和8年度の市・府民税申告、令和7年分の所得税の確定申告時に、全額が社会保険料控除の対象になります。

※納付書や口座振替で納付した人には、納付済額の通知書を1月下旬に送付しています。

問合先 国保年金課



後期高齢者医療制度の高額医療・高額介護合算制度

問合先 大阪府後期高齢者医療広域連合 納付課
(☎ 06-4790-2031)

高額医療・高額介護合算制度は、医療保険と介護保険の両方に自己負担額があることによって、家計の負担が重くなっている場合に、負担を軽減するための制度です。

世帯で1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担金の合計額が、この制度の自己負担限度額（表参照）を超えた場合、申請に基づき、その超えた額が支給されます。

大阪府後期高齢者医療広域連合では、7月末現在で後期高齢者医療制度に加入しており、支給見込みのある世帯を対象に、勧奨通知を送付しています。勧奨通知が届いたら、同封の返信用封筒で申請書を送付してください。

注意事項

- 医療費用と介護サービス費用のいずれかが「0円」のときは、対象となりません。
- 支給額（超過額）が500円以下の場合は、支給の対象となりません。
- 令和6年8月～令和7年7月末に、他の都道府県から転入した人は、勧奨通知の対象でなくとも、申請により負担額に応じて支給される場合があります。詳しくは、問い合わせてください。

自己負担限度額（令和6年度（令和6年8月～令和7年7月末）の区分）

課税状況	所得区分	後期高齢者医療制度における負担割合	自己負担限度額（年額）（医療保険+介護保険）	
課税世帯	現役並み所得者 課税所得 690万円以上	III	3割	212万円
	現役並み所得者 課税所得 380万円以上	II		141万円
	現役並み所得者 課税所得 145万円以上	I		67万円
	一般		2割	56万円
			1割	
	低所得	II	31万円	
非課税世帯	低所得	I	1割	19万円（＊）

（＊）…同一世帯に、基準額が「低所得I」の「19万円」であり、かつ介護（予防）サービスの利用者が複数いる場合、「高額医療合算介護（予防）サービス費」については、「低所得II」の基準額である「31万円」を適用して、介護保険分の支給額を再計算しますので、介護支給額（見込）どおり支給されません。再計算による介護支給額については、介護保険課へ問い合わせてください。

高額療養費（外来年間合算）支給申請書が届いた人へ

高額療養費の振込口座登録をしたことがない人へ送付しています。申請がない場合、高額介護合算療養費の支給処理が行われませんので必ず先に申請してください。

不明な点は、国保年金課へ問い合わせてください。